

令和元年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和元年12月6日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	伊藤真久君
2番	森明人君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	山崎一広君
6番	川上美樹君
7番	楠徹也君
8番	松山教宗君
9番	本郷幸治君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	福地英敏君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長兼福祉事務所長	高橋英雄君
経済部長	東貴弘君
都市整備部長	米澤勝君
市立美唄病院事務局長	今澤清隆君

消防長	相馬一司君
総務部総務課長	村上孝徳君
総務部総務課長補佐	平野太一君

教育委員会教育長	天野政俊君
教育委員会教育部長	森川治君

選挙管理委員会委員長	高田豊君
選挙管理委員会事務局長	伊藤和広君

農業委員会会長	今田邦彦君
農業委員会事務局長	高田裕二君

監査委員	後藤樹人君
監査事務局長	根布忠幸君

◎事務局職員出席者

事務局長	村谷昌春君
次長	門田昌之君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 本郷幸治議員

10番 紫藤政則議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

6番、川上美樹議員。

● 6 番川上美樹議員（登壇） 令和元年第 4 回市議会定例会におきまして、大綱 1 点について、市長にお伺いをいたします。

伺いたい点は、地域医療について、新しい市立美唄病院の医療構想についてです。

まず 1 つ目は、今後の新病院作りに向けたスケジュールについてです。

9 月定例会での答弁では、早急に医師会や関係機関との協議を開始する、庁内及び院内に検討会を設置する、新たな建設計画案策定に向けた作業をスタートして案の取りまとめを急ぐとあり、医師会や市民との合意形成を図っていく、また、任期 4 年間で実施設計も早期に取り掛かれるよう取り組んでいくとの答弁でした。

市長就任から約半年が経過しようとしています。これらについて、現在どのように進んでいるのか、また今後の新病院づくりについて、どのようなスケジュールをもって進めようと考えているのか伺います。

2 つ目は、医師の確保等についてです。

大学の医局に、医師派遣の依頼にどの程度市長は行っているのか、今後、市立美唄病院で定年退職を迎える医師が複数名いらっしゃいますが、医師の確保はどうするのか、また、医師を含めた現在の病院職員のモチベーションをどうみているのか、どのように職務専念に対する熱意を維持していただけるよう考えているのか伺います。

3 つ目は、近隣市町との話し合いについてです。

厚生労働省は 9 月 26 日、市立美唄病院を「統合・再編の議論が必要とされる医療機関である」と公表し、来年 9 月までに対応策を決める

よう求めました。

この発表から 2 カ月以上経過しましたが、この間、近隣の市長・町長との話し合いでは、どのような内容について話し合われたのか伺います。

4 つ目は、市内入院設備のある病院との連携や介護施設と市立美唄病院との在り方についてです。

市内には、入院設備のある病院があります。これらの病院との連携、役割分担をどのように考えているのか、さらに、一人暮らしの高齢者が増える中、介護施設入居への順番待ちがあるなど、喫緊の課題がある中、美唄病院と介護施設の在り方については、どのように考えているのか伺います。

5 つ目は、経営シミュレーションについてです。

市長の公約どおり、病院規模を縮小した場合の 10 年後、30 年後の経営シミュレーションについてはどうなっているのか、国からの交付金、1 床当たりの人件費、一般会計からの繰入金をどう考えているのか伺います。

6 つ目は、通院バスについて伺います。

通院バスによって、どのような病状の患者をバスで通院させるのか、また、市内の病院、医師会などの合意形成はどうなっているのか、市内の医療機関の患者を剥奪する危険性についてはどう考えているのか、市外の受入先病院の承諾はどうなっているのか、まずは、これらのことについて明確にさせていただくことが、通院バス実現へのステップとして基本的な事項だと思いますので、そのお考えをお伺いします。

7 つ目は、救急医療体制について伺います。

現在、砂川市立病院の医師不足、また、岩見沢市立病院における市外からの救急搬送の増加により医師が疲弊している、市内で診られる病気は各市内で受診していただきたいという報道もありました。

そのような中で、救急医療体制をどのように考えているのか。

一つの例として、砂川市、岩見沢市へ救急医療に対して予算措置を行い、美唄の救急医療体制を整備しようという考えなどあるのかどうか、救急隊員の判断で、直接、他市の病院へ搬送し、美唄市民の命を最前線で守ろうとしている現場の状況がある中、救急医療は、最期まで美唄で住み続けるためには最重要課題と考えますが、市長はどのように救急医療体制について考えているのか伺います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文市長（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

地域医療について、新市立美唄病院の医療構想についてであります。初めに、今後の新しい病院建設に向けたスケジュールにつきましては、就任後の現在の状況では、11月に設置した市立美唄病院改築庁内検討会議をこれまで二度行ったところでございます。

今後、新たな病院の規模・機能の設定、事業収支予測、財政推計のほか、医師会、市民の皆さんとの合意形成、近隣自治体病院との調整、既存病院の改修の設計及び国や北海道に対する予算要望など、情報共有・共通認識を持つための検討をしてまいりたいと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、来年度以降に基本構想・基本計画など建替え

に向けて本格的に検討を開始してまいります。

次に、医師確保等につきましては、道内医育大学への医師派遣要請や民間紹介会社への登録、ホームページでの募集、人脈による求人活動のほか、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局を市立美唄病院で担っていることから、支部長である札幌医科大学教授を表敬し、総合診療医の研修医の派遣等について意見交換を行うなど、医師確保に向けた活動を行っているところであります。

実施設計契約解除後の病院職員の状況につきましては、今後5年間の医療機器購入計画策定に向け、各部門でヒアリングを開始するなど、新しい病院建設に向け気持ちを切り替え、業務を進めていると報告を受けております。

私といたしましては、新しい病院の建設という目標ができることで、医師確保や病院職員の働く意欲の向上につながると考えておりますことから、早期に基本構想・基本計画を策定するよう努めてまいります。

次に、近隣市町との話し合いにつきましては、厚生労働省のワーキンググループによる発表を受け、10月に開催されました地域医療構想に関する自治体等の意見交換会や公立・公的等医療機関及び関係機関連絡会議などで議論された内容について、情報収集を行ったところであります。

今後、首長出席のもと、来年2月から3月初旬に開催される南空知保健医療福祉圏域連携推進会議で、公立・公的病院の役割分担について議論がなされることとなっておりますが、これまでの会議の内容や議論経過などを

精査し、事前に近隣自治体との情報交換を行いたいと考えております。

次に、市内入院施設のある病院との連携、介護施設とのあり方につきましては、少子高齢化が加速し、医療従事者の不足も予測される中、医療のあり方も、これまでの治すことを重視した医療や病院完結型の医療から、生活の質を重視しながら、患者さんが住み慣れた地域で暮らしていくことを支える医療、地域完結型の医療に変えていく必要があると考えております。

このため、市内医療機関や介護施設等との連携や役割分担がますます重要となりますことから、今後、関係機関と十分意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、経営シミュレーションにつきましては、現在、病院の安定経営に必要な病床数について、人口推計の動向を踏まえ検討しているところであります。

今後、内容がまとまった段階で、院内及び庁内の検討会議において協議してまいります。

次に、通院バスにつきましては、利用を見込まれる患者の急性期や高度医療を必要とする患者を想定しており、近隣市の対応可能な医療機関と連携していくことを考えております。

このため、将来的な広域医療の姿を見据えた中で、市内外の医療機関と必要に応じた医療の提供ができるよう検討を進めてまいります。

次に、救急医療体制につきましては、救急搬送先の病院長からは、高度治療を要する救急患者の受け入れはしっかりと行いたいとのお話をいただいております、市立美唄病院に対し

ましては、地元で診れる病気は地元で診ることや、近隣病院で救急治療を終えた患者を受け入れることが求められているところでございます。

また、救急搬送先に対する負担金につきましては、11月に空知総合振興局長から地域医療構想の説明を受けた際に、国の支援策を求めたところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆さんが安心して医療を受けることができるよう、今後とも近隣病院等との意見交換を考えながら、救急医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 6番、川上美樹議員。

●6番川上美樹議員 自席より再度、質問をさせていただきます。

まず、1つ目の新病院づくりに向けた今後のスケジュールについてですが、「医師会、市民の皆さんとの合意形成、近隣自治体病院との調整を行う」とのことですが、必要以上に時間をかけずに行うべきだと思います。

前市長の時にも、さまざまな意見や考え方が示されてきたところでありますから、スピード感を持ちつつ、改めて進めるべきだと思いますが、このことについてはどのようにお考えか伺います。

次に、2つ目の医師の確保等についてですが、新たに札幌医大から医師派遣をお願いすることも大切な方向性ですが、現在、医師派遣をしていただいている北大の外科と小児科の医局との絆を切らさないようにすることに最大限の努力をすることが必要だと思います。

今回の新病院建設計画が延期になったことを北大の医局はどう考えておられるのでしょ

うか。7年～8年後に新病院が完成するというようなのんびりしたスケジュールでは、その時には医師がいなくなっていたということにならないか危惧されます。この点はどのようにお考えでしょうか。

次に、3つ目の近隣市町との話し合いについてですが、少なくとも砂川市と岩見沢市は、今後の医療のあり方、病院の考え方などの情報収集や意見交換は、連携推進会議とは別にできるはずですし、行うべきだと思います。

地域医療構想調整会議は、ほぼ南空知に限定した内容となり、しかも建替えを予定している岩見沢市立総合病院の規模など、具体的なことはまだ出てこない可能性があります。ここで時間を無駄にしないでいただきたいのです。会議とは別に、市の間での個別の意見交換はするべきだと考えますが、このことについてはいかがお考えでしょうか。

次に、5つ目の経営シミュレーションについてですが、これは、すでに前市長の時代に検討済みであるはずです。速やかに情報をまとめ、検討・協議を開始するべきであると思いますが、このことについてはいかがお考えでしょうか。

最後に、7つ目の救急医療体制についてですが、現在と同様に初期救急医療を維持していくためには、どの程度の病院規模が必要と考えるのか、職員数、病床数、診療科も含めてお答えいただきたいと思います。

ご答弁いただいたとおり、隣接する砂川市、岩見沢市の救急告示病院は、ともに他の市町からの直接の受け入れは困難であり、地元の医療機関での診察を行った上での受け入れを求めています。このことを重く受け止めるべ

きで、美唄市での救急医療の維持は重要であることを広く市民にも情報伝達し、理解を得ることが必要であります。これを基盤として、市立病院の在り方を議論するべきであると思いますが、このことについてはいかがお考えでしょうか。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文市長 川上議員の質問にお答えいたします。

新しい病院建設に向けたスケジュール等についてであります。今後、策定を進める建替え計画につきましては、改めて、財政推計と将来負担の見込み、医療を取り巻く状況など、より明確にお示しするほか、広く市民の皆さんの意見をお聞きし、しっかりとした将来の見通しのもとに、医師会や市民の皆さんとの合意形成を図ってまいりたいと考えております。

また、現病院において課題となっている施設の老朽化、耐震性能の不足、悪化している療養環境の改善などを考慮し、早急に計画策定に取り組みたいと考えております。

次に、医師の派遣をいただいている大学医局との関係についてであります。新病院の建設に関わらず、毎年、医師派遣の要請を行っているところであり、今年度も院長、病院事務局長が大学医局へ伺い、引き続き派遣要請をしたところであります。

病院建替え計画の見直しにつきましては、大学医局からは理解をいただいております。今後関係性を良好に保ちながら、診療体制の維持に努めてまいります。

次に、近隣市町との話し合いについてであります。検討会議等の情報を整理した上で、

連携についての必要な意見交換を行ってまいります。

次に、経営シミュレーションについてありますが、現状の人口推計にあわせて検討をしており、1月末までに根拠となる病床数について協議することとしております。

この病床数につきましては、今後、策定する基本構想・基本計画にも影響することから、地域医療構想等を踏まえ、慎重に内容の検討を進めてまいります。

次に、救急医療体制の現状の初期救急医療を維持していくための規模であります。今後策定する基本構想・基本計画において、規模・機能の検討を行うこととしております。

救急医療について、市民の皆さんにしっかりと情報提供を行い、地域医療構想で求められている市立美唄病院の役割についての議論を踏まえ、必要な救急医療体制を考えてまいりたいと思っております。

●議長金子義彦君 6番、川上美樹議員。

●6番川上美樹議員 再度、ご質問いたします。

スケジュール、大学医局への市長の訪問、近隣市との話し合い、経営シミュレーションなど、ご答弁いただいた限りでは具体的でなく、就任より半年近く経過していますが、遅々として進んでいない状況だと思います。

高齢化率40%を超えた本市において、最期までこの街で暮らすには、医療体制の整備は最も重要なことだと思います。

そして、一人暮らしの高齢者が、自宅で住むことが困難になった場合、病院の近くに年金で安心して住める場所の整備がされていることは、多くの市民が望んでいるところであ

ります。

厚労省からの統合再編への対応策も迫られる中、時間をかければかけるほど建設コストも高くなるのではないのでしょうか。規模や機能を縮小したにも関わらず、コストは変わらなかったということにならぬよう、スピード感をもって取り組むべきだと思いますが、このことについてはどのようにお考えか、また、市民検討委員会は早急に立ち上げるべきです。このことについてどう考えているのか、市長のお考えを伺います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文市長 川上議員の質問にお答えします。

これまでの市立美唄病院建替え計画については、財政負担に不安を招く市民の皆さんに対しまして、十分な説明がなされないまま取り組みが進められてきたところと考えており、財政運営を預かる私の立場といたしましては、もっと実現可能なものにすべきだと思っております。

今後、策定を進める建替え計画については、地域医療構想、財政推計と将来負担の見込みなど、より明確にお示しするほか、広く市民の皆さんの意見をお聞きし、しっかりとした将来の見通しのもと、医師会や市民の皆さんとの合意形成を図りながら、美唄にふさわしい病院建替え計画案の策定をしてまいりたいと考えております。

とりわけ、私が市長就任後、地域医療構想については、空知管内の医療圏全体の問題であり、病院建替えについては、市単独で病床数などを考えることは非常に難しく、極めて判断が難しい状況にあります。

このため、広域的な医療資源を活用する超高齢化社会、人口減少に対応した地域包括ケアシステムの構築、プライマリ・ケアの充実などの見直しの視点を持ちながら、慎重に検討を行い、新たな病院建設を進めてまいりたいと考えております。

なお、市民を含めた検討会議につきましては、一定程度、計画の構想が固まった段階で、早期にそういった市民の検討会議を設けていきたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

8番、松山教宗議員。

●8番松山教宗議員（登壇） 第4回定例会において、大綱3点について、市長並びに教育長に伺います。

大綱1点目は、自転車の安全な利活用の推進についてであります。

国は、平成29年に自転車活用推進法を、北海道では平成30年に北海道自転車条例を制定し、環境への負荷の低減、健康の増進、観光の振興、交通安全の確保など、自転車の活用を総合的に推進しております。

全国的に自転車の活用や利用人口が増えていともお聞きしておりますが、自転車の活用による経済的・社会的な効果が期待される反面、道路・歩道上などでの自転車が加害者・被害者となる事故が社会問題となっており、同条例においては、ヘルメットの着用が自転車利用者の責務として定められるなど、安全確保が基本理念の1つとなっております。

本市においても、まちづくり地区懇談会で、自転車のマナーが悪いため、講習などを行ってはどうかとの意見が出ており、自転車の利活用の推進には、安全な自転車利用への市民

の理解、小中学校の児童生徒に対する教育など、安全対策がとても重要であると考えますが、本市における自転車の交通安全の確保に関する取り組みについて、3点について伺います。

1つに、自転車利用の安全確保に関する取り組みについて、自転車に関わる交通事故の防止に向け、現在どのように取り組んでいるのか、また、今後の取り組みの考え方について市長に伺います。

2つに、小中学校における安全教育の取り組みについて、ヘルメットの着用など、自転車の安全利用に関する小中学校における安全教育は、現在どのように取り組んでいるのか、また、今後の取り組みの考え方について、教育長に伺います。

3つに、サイクルツーリズムの推進における交通安全の確保についてです。

サイクルツーリズムの推進に向けて、交通安全の確保は、現在どのように取り組んでおり、今後、安全確保の取り組みをどのように観光振興に活用していくのか、その考え方について市長に伺います。

大綱2点目は、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は国の制度であり、都市部から地方都市や過疎地域などへ住民票を移し、地方公共団体が協力隊として委嘱し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・移住を図るもので、3年間という時限の中で、自治体に対して、経費について特別交付税措置されるなど、地域に入り地域住民と繋がり、地域活性化を進めていくものであります。

この制度ができ、約10年ほどが経ちますが、各自治体においても活用され、よく新聞報道などでも各地での取り組みが話題となっております。その活用方法や運用など、多くの分野で活用され、本市においても活用されているのは承知しているところでございます。

その中、街中の商店街に対する支援として、商店街トータルプランの策定、また、活性化のため、地方創生交付金により、中心市街地では夏にイベントを開催するなどをしておりましたが、交付金が平成30年度で終わり、さらなる支援策やサポート体制などを進めるよう、動きの見える活性化支援の1つとして、地域おこし協力隊を増員して、人の力による賑わいあるまちづくりを進めてはどうかと、本年の第1回定例会において質問をしております。

現在、中心市街地の活性化では3名、観光振興分野では4名の地域おこし協力隊を採用し、本年度においても、協力隊を増員していると承知しておりますが、協力隊が企画したイベントやその取り組みなど、これまでの活動の成果、また、その課題や運用面での課題をどのようにとらえ、今後、ブラッシュアップしながら取り組もうとしているのか、1つに、現状と課題について市長にお伺いします。

また、道内の自治体を見ると、30名や10名以上など、数多くの協力隊を活用し、まちづくりや賑わいの創出や活性化として、商工業分野や農業分野などを活用し、その後、起業や就労など、定住や地域に根ざす方もおり、本市にとっても、この制度を有効的に生かすべく、いわば経済分野のみでの活用ですが、例えば、アルテピアッツァでの教育分野、ス

ポーツ分野、農業分野など、本市の抱える課題や必要なところに率先し、多岐にわたり協力隊を配置するなど、全庁的な今後の利活用、拡大を推進すべきと考えますので、2つに、今後の利活用について市長に伺います。

大綱3点目は、福祉行政についてであります。

1つに、手話言語条例についてであります。

平成23年に手話が言語として規定された改正障害者基本法が成立し、第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、日本で初めて、手話の言語性を認める法律が制定されております。

手話については、手話言語法（仮称）の法制化を求める意見書を本市議会においても平成26年に採択しておりますが、国では、いまだ法制化には至っておりません。

現在、手話言語条例については、全国で285の自治体で成立しており、北海道においても、石狩市を皮切りに25市町で制定され、ここ数年では、赤平市においては議員提案により制定されるなど、進められております。

本市は昭和48年に北海道から身体障害者福祉モデル都市として指定を受け、それ以降、福祉のまちづくりを進めてきております。

まさに福祉のまちといえば美唄とあるように、ともに支え合いながら生活のできる福祉のまちづくり、環境整備を推進すべきであると考えますし、国連の示すSDGs（持続可能な開発目標）にも関わると考えておりますので、聴覚障がいの方やそれに関わる方が、理解を得ながら安心して本市で暮らせる共生

社会を目指し、推進することは大切であると
考えます。

そこで、同僚議員も委員会等で質問されて
おりましたが、このたび進められている美唄
市手話言語条例を制定するにあたり、1つに、
どのような背景があり、また目的があるのか
について、2つに、条例制定後の本市の取り
組みについて、どのように考えているのか市
長に伺います。

2つに、受動喫煙防止条例についてであり
ます。

平成28年に施行され、受動喫煙防止条例は、
すでに3年5カ月以上が経ちました。

全国の自治体からは、先進事例として注目
を受け視察を受けるなど、医師会や各団体と
連携しながら進められているこの取り組みに
ついて、各地に出向き、事例紹介などを発信
するなど、受動喫煙防止の広がりを見せてお
ります。

本市受動喫煙防止条例の取り組みについて、
本年5月26日の北海道新聞に、脳卒中、心筋
梗塞が減少と報じられ、健康増進へつながる
具体的に表れた成果・効果の1つだと考えま
すが、これまでの取り組みの成果をどのよう
にとらえ、評価をしているのか。

また、この条例は、どの程度、市民や事業
者等に浸透していて、どのように実践へとつ
ながっているのか。禁煙率、喫煙率の状況に
ついてはどうなのか。

さらに、受動喫煙の意識醸成を高めるため、
どう取り組みを展開しているのか。

そして、今後の取り組みとして、国の健康
増進法の改正施行にあたり、本年第1回定例
会では、本年度中に条例の改正を協議してい

くとありましたが、どのようなすみ分けをも
って検討がなされ、改正を行うことを考えて
いるのか、その予定について伺います。

北海道においては、報道等に道議会におけ
る喫煙所の設置について議論されている一方、
道庁本庁舎については、敷地内禁煙とし、喫
煙室も設けないとする検討がなされていると
報じられています。

受動喫煙防止に先進的に取り組む本市とし
て、市民が来庁し、職員も多数いる市役所本
庁舎の禁煙や喫煙の扱いについて、どのよう
に対応していくのかなど、これまでの現状と
今後の取り組みについて市長に伺います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文市長（登壇） 松山議員の質
問にお答えいたします。

初めに、自転車利用の安全確保に関する取
り組みについてであります。時代の変化に伴
い、自転車の果たす役割は、環境負荷の低
減や健康増進、観光振興、災害時の活用など、
大きく広がっておりますが、一方、交通事故
件数に占める自転車関連事故の構成比は約
20%前後と横ばい傾向にあり、また近年、自
転車事故をめぐる損害賠償も高額化している
状況となっていることから、自転車利用者の
安全の確保が、これまで以上に求められてい
るところでございます。

このため、本市におきましては、市民を対
象とした交通安全教室を開催し、交通ルール
の遵守とマナーの向上、自転車の点検及び整
備の重要性の周知、自転車保険の加入の呼び
かけに努めているほか、美唄市安全で安心な
まちづくり推進協議会や警察署を中心に、交
通安全運動や地域安全大会などを実施してお

ります。

今後につきましても、関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き、市民の皆さんとともに、自転車利用の交通安全に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、サイクルツーリズムの推進における交通安全の確保についてであります。これまでの取り組みといたしましては、ゆ〜りん館のレンタルサイクルでは、ヘルメットの貸し出しを行っているほか、サイクリングイベント「びばいカントリーライド」では、市が主催するサイクルガイド講習会により育成した人材が、安全で快適なサイクリングをガイドしながら、交通ルールやマナーの遵守を徹底するなど、サイクルツーリズムにおける交通安全の確保に取り組んでいるところでございます。

また、本市が入会している「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」におきましても、自転車を活用した観光振興や健康増進、交通安全の確保などを目的として、情報交換や国への要望活動などに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、サイクリングを行う上で最も重要なインフラであります道路に目を向けますと、必ずしも整備が十分とはいえず、喫緊の課題として、道路整備の必要性を感じているところでございます。

このため、今後におきましても、国や道への働きかけも行いながら、自転車の活用を契機としたインフラの整備に取り組むとともに、引き続き関係団体等と連携しながら、本市を訪れるサイクリング観光客等に対する交通安全の啓発を推進し、本市が取り組む安全で快

適なサイクリングを観光資源の1つとして市内外に発信し、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の現状と課題についてであります。協力隊の本年度における取り組みといたしましては、初めに、中心市街地のにぎわい創出に向けた取り組みとしましては、コアビバイに活動拠点を設けて、これまでキッチンカーイベントや英会話教室などを15回開催し、中心市街地の商店街などに延べ約5,100人の集客があったところであります。

直近では11月30日及び12月1日に開催したイベント「まちなかワクワクフェス」において、コアビバイのほか、商店街の5カ所で約1,500人の集客があり、コアビバイでは、通常の週末より約2倍の入り込みと、1.5倍の売り上げがあったと伺っているところでございます。

また、観光振興という面につきましては、交流拠点施設でタピオカカフェやハスカップフェアなどを45回開催し、延べ約2,200人の集客があり、農村景観やアルテピアッツァ美唄などを周遊するサイクリングルートなどのPRを行ったところでございます。

これまでの活動における課題といたしましては、地域おこし協力隊の任期満了後の地域への定住・定着への支援があげられます。

現在、活動している協力隊は、クリエイターや外国人など、多様な人材が活動しており、都市部をはじめ、国内外との交流機会の創出などにもつながっていることから、今後は、美唄らしい観光地域づくりや中心市街地活性化に向けて、美唄駅前活性化センターや駅前ホテルの開設との連携も視野に入れながら、

こうした技能やネットワークを生かし、人材の定着に向けた仕組みづくりに向けて、雇用形態の見直しや協力隊の受け入れ体制など、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の利活用についてであります。本市は、人口減少や高齢化を背景として、担い手の不足やまちの賑わいづくり、安全・安心な暮らしの実現など、数多くの課題がある中、地域力の維持・強化を目的として、地域おこし協力隊を効果的かつ先進的に活用している道内の東川町を視察したところでございます。

東川町では、日本語学校の講師や家具・クラフト振興支援、観光資源の開発などに約30名の地域おこし協力隊を委嘱し、さまざまな施策の推進が図られており、本市のまちづくりにおきましても、地域おこし協力隊の活用は有効な方策と考えておりますことから、今後、全庁的な観点から、活動分野の拡充について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、手話言語条例についてであります。条例制定の背景といたしましては、手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、ろう者・ろう児は手話を継承し、発展させ、意思疎通の手段として、大切に育んできたところでありますが、一方、手話を使用することを禁止されるなど、長年にわたり、苦難の歴史があったことも事実でございます。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法においては、手話は言語であると定められたところでありますが、いまだに広く社会や市民に浸透していない状況となっ

ております。

このようなことから、本市においても、手話及びろう者等への理解と手話の普及を進めるとともに、手話を言語として尊重し、社会参加ができる環境づくりを目指すため、本年8月に美唄市手話言語条例検討委員会を設置し、手話に関係する機関や団体等を構成員として、それぞれの立場から、あるいはそれぞれの団体等の中でも議論いただき、条例素案の策定を進めてきたところでございます。

今後につきましては、来年4月の施行に向けて、パブリックコメントや議会への条例案の提出など、必要な手続きを進めてまいります。

また、条例の目的といたしましては、手話に対する理解の促進、手話の普及に関して基本理念を定め、市の責務及び市民並びに事業者の役割を明らかにし、ろう者を含む全ての市民が、ともに生き生きとした暮らしができる共生社会の実現に寄与するものでございます。

次に、条例制定後の取り組みにつきましては、手話に対する理解の促進や普及に関して、広報紙やホームページなどを活用して、市民への周知を図るほか、施策の推進及び進捗状況を検証する市民参加の会議を設置し、手話の理解と普及の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、受動喫煙防止条例のこれまでの現状と今後の取り組みについてであります。条例制定後、毎年、受動喫煙をテーマとした講演会を実施しているほか、イベントや広報紙メロディー、ポスター等により、市民の皆さんの受動喫煙に対する理解の促進を図るとと

もに、受動喫煙防止に向けた市民の皆さんの協力を求めてきたところでございます。

こうした取り組みの中で、保健推進員協議会による各町内会への働きかけにより、各福祉会館で施設内禁煙が実施されるなどの成果があったほか、まちづくり市民アンケートでの調査では、平成29年に24.9%となっていた喫煙率が、平成31年では18.1%に減少する結果となったところでございます。

また、このほかの各種アンケート結果では、条例施行前の平成27年から実施している「受動喫煙に関わる市民意識調査」において、受動喫煙防止対策を進めることに賛成とする回答が、平成30年には87%に達したほか、事業所を対象とした受動喫煙防止対策の取り組み実施状況調査も、取り組みのある事業所が平成27年では5割以下だったものが、平成30年には7割以上となっております。

さらに、美唄市医師会と共同で実施しております条例制定前後4年間の心疾患・脳卒中入院患者の調査では、条例施行後においては、心筋梗塞及び脳卒中の発生数が減少しており、調査結果を分析された旭川医科大学の西條泰明教授の見解といたしまして「条例制定により、禁煙や受動喫煙の影響を受けることが少なくなったことが、発症数の減少に働いていると考えられる」との評価を受けたところであり、これまでの取り組みの成果であると考えております。

次に、条例改正に向けた今後の取り組みにつきましては、美唄市健康づくり推進委員会において、これまでの活動の進捗評価とあわせて、現状の課題について検討いただいた中で、子育て世帯の喫煙率が高く、とりわけ妊

産婦や発育の過程にある乳幼児をはじめとする未成年者について、社会全体で受動喫煙から守ることが重要であるとのこと意見をいただいたところでございます。

このため、市としましては、妊産婦や子どもと同室の空間や妊産婦や子どもが同乗した自動車内における喫煙、さらに屋外の公共の場所で歩きながら、あるいは自転車で走行しながらの喫煙をしないよう努めることを新たに規定するなど、より一層、市民の健康で快適な生活の維持を図る内容として、条例改正の素案を整理しているところでございます。

次に、市役所本庁舎敷地内の完全禁煙化につきましては、現在の条例第3条第4項において「市は自ら設置又は管理する施設について、受動喫煙による市民への健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない」としており、改正条例素案の中でも、この考え方を継承していく予定ですので、実施時期も含め、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 松山議員の質問にお答えいたします。

小中学校の自転車の安全教育についてですが、小学校につきましては、これまでも、市の交通安全推進員のほか、美唄警察署等の協力をいただき、児童生徒が自転車を安全に利用するため、自転車の点検や交通安全青空教室、街頭指導、乗り方マナー講習等の交通安全指導を実施してきたところであります。

また、中学校につきましては、自転車の登下校の仕方を身につけるとともに、交通事故

の防止に関する指導を行ってきたところであります。

次に、ヘルメットの着用についてであります。安全な自転車利用を図るため、保護者に対して、引き続き、着用の理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、今後の安全教育の取り組みについてであります。平成30年4月1日に自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷低減と、道民の健康増進、観光振興等に資することを目的として、北海道自転車条例が施行され、自転車利用者の責務が規定されたところであります。

この中で、関係法令の遵守、歩行者、自転車等に十分配慮した利用、必要な点検に努めること、乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射機材の装着に努めること、自転車を利用する際に、自然環境の保全への配慮に努めること、冬季における道路状況を考慮した適正な機材の装着等に努めることが定められましたので、これまでの交通安全指導を継続するとともに、条例の趣旨を学校を通じて保護者に周知してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 8番、松山教宗議員。

●8番松山教宗議員 再質問を3点させていただきます。

1点目は、地域おこし協力隊についてであります。よそ者、若者の発想や行動力を地域活性化に柔軟に活用することは大切であると考えますが、一方で、市としてしっかりとしたまちづくりに対するコンセプトを持って、地方創生とともに協力隊の定住につなげていくことが重要であると考えます。

さらに数年前には、総務省では新たに企業版の地域おこし協力隊制度が創設され、本市にとって非常に有効で、制度活用としては必要だと考えますが、その検討など、今後の取り組みの考え方について市長に伺います。

2点目は、手話言語条例についてであります。現在、本市には手話通訳者は何名いるのか。また、小中学生の養成、会議やイベント等など、手話通訳者の派遣など、条例制定をした後の運用をどのように考えているのか。具体的な手法や方法など、どのように進め、条例に盛り込むことを考えているのか市長に伺います。

3点目は、受動喫煙防止条例についてであります。さまざまな成果も具体的にお聞きし、先進的に取り組んでいると感じております。

今後の課題として、妊娠婦や発育の過程における乳幼児をはじめとする未成年者について、社会全体で受動喫煙から守ることが重要との話がありましたが、こうした点も含めて、今後も先進的に取り組む考えはあるのか、それをどのような方法で推進しようとしているのか市長にお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文市長 松山議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域おこし協力隊の今後の取り組みの考え方についてであります。美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略における特定課題の解決など、市としましても、しっかりとコンセプトをもって、全市的な観点から協力隊の利活用を進めていくことが重要と考えているところでございます。

さらには、定着を図るため、協力隊の取り

組みや移住者の体験などを発表し、市民と交流する機会を創出するなど、市民を巻き込んだ全市的な取り組みにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、民間企業のノウハウや知見を活用する地域おこし企業人交流プログラム、これにつきましては、平成26年度に総務省が制度を創設し、平成30年度においては、全国の56市町村で70名が活動しておりまして、道内ではニセコ町や長沼町が活用していると承知しているところでございます。

こうした民間企業との連携モデルは、本市にとっても非常に有効と考えておりますので、他地域の事例や成果などを検証いたしまして、本市においても、産業振興などの分野において、導入の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、手話通訳者の人数等についてでございますが、本市においては、現在10名の手話通訳者がいると承知しております。

市としましては、手話通訳者の養成はこれまで行っておりませんが、平成18年から、手話通訳奉仕員の養成講座をはじめ、ろうあ者教養講座や要約筆記奉仕員養成講座、朗読奉仕員養成講習、奉仕員養成事業周知事業などを実施し、障がい者への理解促進や障がいの有無に関わらず、市民が暮らしやすいまちづくりに努めているところでございます。

次に、条例制定後の運用につきましては、会議やイベントなどを実施する際の手話による情報の取得や手話通訳による円滑な意思疎通ができる環境づくりについて検討しているところでございます。

また、手話通訳者や手話奉仕員の育成及び

人材確保の方策についても、他の自治体の状況などを踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、受動喫煙防止条例に基づいた取り組みの推進についてでございますが、市内の心疾患・脳卒中入院患者の動向調査と分析や、小学校における喫煙防止教育を引き続き行っていくほか、本年度から取り組んだたばこに関するメッセージ募集と作品展も継続して実施し、受動喫煙について、早期からの啓発を進めてまいりたいと考えております。

このほか、市民意識調査の中で、飲食店を利用する際に禁煙や分煙の実施により店を選択する方が62%に上ったことから、飲食店の禁煙、分煙、時間分煙、喫煙可等の情報がわかりやすい対策を検討し、利用される方々が、受動喫煙から身を守ることができる取り組みを新たに進めてまいりたいと考えております。

また、受動喫煙防止の推進に賛同されて寄せられたふるさと納税も活用し、より効果的な啓蒙活動も検討するなど、市民の健康増進につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

1 番、伊藤真久議員。

●1 番伊藤真久議員（登壇） 令和元年第4回定例会にあたり、大綱1点、栄幼稚園について、市長と教育長にお伺いいたします。

今定例会では、栄幼稚園の存続にあたり、美唄市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正の件として、常任委員会の総務・文教委員会に付議されております。条例改正については、常任委員会にて十分に審議いただくとして、栄幼稚園全般としての質問をさ

せていただきます。

まず1点目、栄幼稚園の将来性について、市長にお伺いいたします。

今回、栄幼稚園の存続を願う署名が4,400筆以上も集まり、そのうち6割ほど、およそ2,600名ほどが美唄市民であると聞いております。単純にこの数を見ても、市民からの大変重い負託であると私は受け止めております。

自然に囲まれ、美術館が併設され、そして、校舎は日本遺産に認定された公立の幼稚園が、ほかでもない、この美唄市の中にある。存続を願う署名が4,400以上も集まる施設が、今美唄市にある。その施設が存続できるのか閉園してしまうのか、市長は、その存続という未来に何を思い描いているのか、お伺いいたします。

2点目、令和元年9月24日から10月23日までの間に行われた栄幼稚園の存続に関するパブリックコメントについて、お伺いいたします。

今回のパブリックコメントには、過去に例を見ない381件もの思い溢れるたくさんのご意見が寄せられました。そこには、多くの方がパブリックコメントを通じて、美唄の市政に関わろうという強い思いを感じ、私も一市議として誇らしく思っております。

しかしながら、去る11月23日に新聞報道にて、ある記事が掲載されました。「条例廃止めぐり怪文書、現職市議各戸に配布」という記事であります。記事の内容を要約すると、現職の市議が栄幼稚園の存続に反対を促すような偏った資料を各戸に配布していたというもので、その配布された資料と思しき書類も一部写真付きで掲載されております。率直に言

うと、一市議として複雑な心境であります。この質問自体を議会で取り上げるべきかどうか悩みました。しかしながら、今ここで声を上げなければ、今後、この件に触れる機会を逸してしまうと思い、質問させていただきます。

まず、怪文書の記事の中で、意見公募の信頼性に関する記者の問いに対し、市教育委員会として確認できないことには、市教育委員会としてコメントはできないと記述がされていました。

そこでまず、新聞報道の後、市は、怪文書に関する事実の確認を行ったのか、また、行っていない場合、今後、確認を行うのか、そして、事実が確認できた場合、パブリックコメントの集約に影響はあるのか、お伺いいたします。

続いて3点目、今後の栄幼稚園の管理運営について、お伺いいたします。

パブリックコメントの意見公募の際、補足事項として、平成30年度の幼稚園管理運営事業にかかる経費として、約3,220万円という金額が明示されておりました。

確かに幼稚園管理運営事業という支出の部分で見れば、約3,220万円の支出があることに間違いはありません。ですが、平成30年度において、栄幼稚園に対し、国からの地方交付税として約1,400万円の措置がされており、平成30年度における実質的な市の負担は約1,800万円になる計算です。これは、栄幼稚園の存続において、非常に大きな意味を持っております。今後も継続して地方交付税が措置されるように努めていただくとともに、その現状についてお伺いいたします。

また、栄幼稚園の施設の保全についてお伺いいたします。

栄幼稚園のある旧栄小学校校舎は、アルテピアッツァ美唄と併用されており、その修繕には、必然的にアルテピアッツァ美唄との協議が生じます。加えて、旧栄小学校校舎は、日本遺産にも認定され、その保全に努めなくてはなりません、市の考えをお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文市長（登壇） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

栄幼稚園の将来性についてであります、栄幼稚園につきましては、昭和30年の開園から65年間にわたり、笑顔あふれる生き生きとした子どもたちを育み、園児、父母、保護者との厚い信頼関係のもとに、地域住民に支えられながら、特別支援を必要とする子どもとの合同教育の実践や北海道や空知の公開研究を開催するなど、美唄市が全道における公立幼稚園の先進地として、幼児教育の先導的な役割を果たしてきた歴史とともに、先人の並々ならぬ努力と苦勞のもと、財政事情をはじめ、多くの問題を克服しながら今日に至っているものと考えております。

栄幼稚園は、アルテピアッツァ美唄の自然や彫刻と触れ合う中で、無限の可能性を秘めた子ども達の情操を育みながら幼稚園教育行っており、これまでも全国的にもあまり類のない本市の特徴ある教育財産として、対外的にも高い評価を受けてきたところでございます。

栄幼稚園の園児たちの歓声を聞き、この子ども達が心広げられる広場をつくろうという

思いが、アルテピアッツァ美唄創造の確かな動機となっていると彫刻家安田侃さんは書物に明らかにされております。

また、平成15年には、当時の天皇皇后両陛下がアルテピアッツァ美唄を訪れ、水の広場で園児と会話し、交流の機会をいただいているところであり、この場を守り続けてくださいとお言葉をいただいているところでもございます。

また、栄幼稚園に入園させたいために、美唄市に転居した保護者もいらっしゃるというところで、結果として、子育て世代の美唄市への移住・定住にもつながっていく可能性を十分に持っている教育資源と考えております。

人口減少や高齢化が急速に進む本市におきましては、将来の担い手である子どもたちは、美唄の未来と希望であり、その教育・子育ては、まさに美唄の未来への最大の投資であり、そのことは、私を含めた大人たちの責務と考えております。

このたび、市民の皆さんから381件のパブリックコメントや市民有志による栄幼稚園存続をかなえる会の栄幼稚園の存続に向けた4,400件を超える署名をいただいております。

私といたしましては、市民の皆さんから広くたくさんの意見をいただいたところであり、結果として、市民の皆さんが、美唄の将来の担い手である子どもたちに対する教育に、非常に大きな関心と期待を寄せており、そして、さまざまな考え方を明らかにされたことを市民が主役のまちづくり、市民参加という観点からも非常にうれしく思っております。

このため、市民の皆さんや教育委員会の意見を踏まえ、さらに議論を重ねる時間が必要

であると判断したことから、条例素案を修正し、閉園の時期を3年間延ばすための改正条例案を今議会に提出することにいたしました。

またこの場合、市立栄幼稚園の管理運営につきましても、新たに職員体制を強化・充実することにより、園児に対します安全対策に万全を期すとともに、特別支援教育など、市立栄幼稚園の果たす役割を全市的に生かすための取り組みを私立幼稚園や保育園、さらには小学校との連携により進めてまいりたいと考えております。

市としましては、今後とも子ども達のために、本市が培ったその貴重な教育資源の活用を図りながら、地域の誇りを未来へつなげるため、さらに美唄の教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

存続に関するパブリックコメントについてありますが、パブリックコメント制度は、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではなく、政策や条例案の内容をより良いものにするための制度であり、多数意見も少数意見も1つの意見として扱うこととなっております。

教育委員会といたしましては、新聞報道された内容については把握していないところであり、そのような事実があったかどうかについても、確認することは難しいものと考えております。

また、意見の提出をいただいた方につきましては、責任の所在を明らかにするため、住所、氏名及び連絡先を明らかにして提出して

いただいておりますので、それぞれ1つの意見として取り扱いをさせていただいたところであり、提出されたパブリックコメントの内容には影響はございません。

今回の意見募集に際し、仮に条例案に反対を促す報道があったとしましたら、パブリックコメント制度の趣旨に反するものと考えております。

なお、今回、提出のあった381件の意見に対し、市の考え方を文書にてご送付するとともに、市のホームページに掲載したほか、市役所ロビーや市民会館、図書館などに配置したところでございます。

次に、今後の管理運営についてであります。地方交付税につきましても、制度上、その他の教育費の項目におきまして、幼稚園児数を基礎数値として基準財政需要額が算出されることになっておりますので、今後も継続して幼稚園児数に応じて、地方交付税が措置されることとなっております。

次に、旧栄小学校の木造2階建て校舎につきましては、1階部分を幼稚園園舎として、また、2階部分は美術館ギャラリーとして活用しており、美術館と幼稚園が共存する全国的にも他に類がない教育施設として、市内外から高い評価を受けています。

教育委員会といたしましては、この旧栄小学校の木造校舎が、炭鉱の歴史を後世に伝える貴重な文化財として、本年5月に日本遺産炭鉄港に認定されたことから、これまでの美術館や幼稚園園舎としての維持管理はもちろんのこと、今後とも適切な保存に向けた修復などをしっかりと行っていく必要があると考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員（登壇） 教育行政に絞ってご質問申し上げます。

天野新教育長にお伺いをいたしますが、教育長は、今議会で所信の一端とまではいきませんが、教育長の思いをこの場でご挨拶という形で披瀝^{ひれき}をいただきました。

私は、初めて教育長の肉声を聞いたわけですが、本来ですと就任ですから、市長が述べたような所信表明というものがあって良いのではないかと、このように思いました。所信表明をいただいて、そこで、美唄の教育行政をつかさどる人として、私どもがその所信表明に対してご質疑をする、こういう形が良いのではないかと思いましたが、慣例として、そういうものはございません。

そこで、新しい教育長が目指す教育の理念、教育の方向、絞った内容で結構だと思いますが、基本的な考え方をお示しいただければと思います。

そして、板東市長はこの議会の場で、2定でございますが、所信を明らかにされました。一人も取り残すことのない、そういう美唄のまちづくり、これは福祉の視点での考え方を柱にいたしまして、教育に関しても、教育をする基本とする子どもたちは、文字どおり宝物だと、このような表現がございました。

私は板東市長の所信表明、大いに評価をした一人でございます。この市長の所信表明で述べた教育の思いについて、天野教育長は、どのように評価をなさっているか、この際お伺いしたいと思います。

教育行政の2つ目でございますが、学校に

おける働き方改革と勤務時間についてでございます。

1つ目は、長時間労働の実態、要因、そして、それらの解消策についてでございます。

2016年の文科省の実態調査によりますと、小中学校の教育現場、先生の2人に1人が、いわば過労死ラインという非常に驚くような調査結果が出ておりました。これは過労死ですから、民間労働者でありますと、労働災害の補償の対象ということになりまして、労基法で定める週40時間、1日8時間という大原則、これをさらに、例えば、過労で死亡するという認定の際に使われるのが、2カ月から6カ月間の間で平均80時間の時間外労働をするということであります。直近の1カ月ですと100時間というのが労災認定の基準になっています。過労死ラインと言われているわけでありまして、この行動を契機にいたしまして、教員の働く環境について、社会の目も注がれることになりました。

この美唄の教員の働く実態というのは、どのようになっているか、北海道でも調査をされたようであります。これは、悉皆^{しっかい}調査、全部調査ではなくて、一部を抜き出した調査と聞いてございます。これらの調査を受けた調査になるか、それらの中での調査なのか、状況はわかりませんが、美唄の教員の働く実態について、この際、お示しいただきたいと考えています。

それから、働き方改革関連の2つ目でございますが、給特法、教職員の給与に関する特別措置法の一部改正が、過日、国会において通過いたしました。その改正案の中心にありますのが、教員に1年間の変形労働時間を導

入するという事でございます。

この変形労働時間については、労働基準法に細かな決めがございまして、業務に忙しい時期と暇な時期がある事業所について、予め時間を設定して、8時間という勤務時間を超過する期間をつくっても良いと、こういうことであります。しかし、その労基法の変形労働時間には、前提として、時間短縮というものがあります。考え方の基本であります。

この変形労働制に関しましては、私はなぜこのようなものを導入するのかという疑問の念をもっておりますし、この国会の審議のありようを見ておりますと、それが怒りに変わったわけであります。新聞の扱いも終わってから大きくなりましたが、いわば衆院の委員会通過などというのは、文字どおり小さな記事でございました。工場で生産をする、それから時期によって仕事の暇な時期と忙しい時期が明確だと、こういったことを想定した制度でありまして、この制度は、教員はもちろん、基本部分は別にして、労基法の対象から外れる地方公務員については、除外でありました。それを入れ込むという内容であります。おかしいことを出すものだと思います。これら制度が通ってしまったわけであります。

一方、この制度は法律で通りましたが、自治体の条例で、これは美唄でいえば、北海道の条例で最終的に決めなさいという内容であります。

しかし一方、美唄市教育委員会は、服務監督権というものが法律上、付与されています。教員の服務について監督をする。勤務の振り替えや時間外命令は、市教委がその権限を持つというのが法律の趣旨であり、これらの制

度上の問題を踏まえて、天野教育長は、この給特法の改正について、どのような評価をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。

働き方改革の3つ目ではありますが、勤務時間管理のあり方と服務監督権者としての役割でございます。

教員の勤務時間の管理につきましても根拠があります。法律に明確になっています。ましてや時間外労働についても、よく定額制と言われておりますが、これは、定額制を導入したそのときの労働条件と今の勤務の実態とは大きく離れておりました。比較にならない現状がございまして。いわば基本給への4%加算で済む内容ではない、それだけの長期の労働実態があるわけでありまして、これらの勤務時間の管理は、学校長が時間外命令をして、そして労働時間をしっかり管理すると。これは働き方改革以前の問題であります。しかし、現実にはそうならない学校現場の実態ではないかと考えているわけであります。

教育長は、この勤務時間管理のあり方と服務監督権者としての役割をもっておいでなのですが、これらの制度上のいわばルール、どのように認識をされているのか、この際、お聞かせいただきたいと思います。

次に、学校徴収金と公会計化についてであります。

学校徴収金というのは、学校が責任をもって、保護者から必要なお金を徴収するというものでありまして、主なものは、学校給食費が大きな額になろうかと思います。その他にも教材費等がございまして。これらの取り扱いはどのようになっているのか、実状をあわせ

まして、押さえておられる課題に関して、お聞かせをいただければと思います。

2つ目は、公費・私費負担の区分のあり方でございます。

本来、公費・私費という区分をするのがおかしいわけでありまして。憲法の26条に「義務教育は、これを無償とする」という規定がございます。しかし、現実に義務教育は無償ではないわけでありまして。

ここでいう私費負担についても、一定の区分があるようではありますが、予算の配分、その自治体の財政力、これらによって微妙にこの負担が変わっているということでございます。給食費も無償にしている自治体もすぐ隣町にあるわけでありまして。子ども達の、そして親御さんの負担をどうするかということについて、今、真剣な議論が必要な気がしてなりません。

この公費と私費の負担区分のあり方について、教育長はどのように押さえておいでになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、公会計化の実施であります。

私は、学校徴収金、特に学校給食費につきましては、私費の会計から市の歳入歳出もしくは特別会計、いわば公会計にするべきだという考えをずっともっております。以前、議会におりましたときも、そのことを主張いたしました。ただ、そのときの背景といたしましては、私自身、PTAの役員をやっております。まして、給食費の徴収に関わっていた体験がございました。教頭先生が大変ご苦労されていたということを覚えています。給食費の未納も結構ございまして、その未納の扱いについても極端なことを言うと、教頭先生が手出

しをしていて、表面を繕っていたという時期もあったわけでありまして。これはやはり制度としておかしかろうということで、事務の軽減化ということもございましたし、公会計を図るべきだという思いで、この場での主張もさせていただいたわけでありまして。

今回、特にこのことが国においても積極的に推進をするように情勢が大きく変わっております。公会計に関して、国が旗を振り出しました。ましてや今回、教職員の働き方改革ということのための1つの取り組みとして、公会計化がメニューに入っているわけでありまして。私は、このいわばきっかけを逃すことなく、美唄においても、公会計化を実現すべきだと思います。ぜひ教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、就学援助の現状と課題についてであります。

今、美唄は、就学援助率というものが22%程度でしょうか、5人に1人以上の子どもさんが就学援助を受けているということになります。生活保護を受けている方、準要保護の方合わせまして、そういう状況だと思います。

この就学援助は、先ほど申し上げました義務教育の無償化というものが完全に政策化できない、このような中で法律によって定められたものであります。

この制度、お伺いしますと、支給時期を早めたり、実状に合うようにご苦労をされ、改善もされているようではありますが、まだまだ私は現状、不足ではなかろうかと思っています。

1つには、制度をどれだけの方が知っているかであります。学校を通じた周知、市のホ

ホームページ等を通じた周知、父母の皆さんへの直接的な説明会、入学時の説明、さらには、地域での説明、先進自治体では、多くの手段を使って、この制度の周知をしているわけがあります。これらを拡大をすべきだと考えている1人であります。

周知方法について、それから少し触れましたけれども、その支払いを繰り上げて支払うということについてもそうであります。これらの改善策について、お考えを問うものであります。

次に、認定基準でございます。認定基準は、生活保護の生活扶助、教育扶助、住宅扶助、これらのいわば生活保護基準をベースにして、その一定割合を就学援助の対象とするかどうかの基準にしています。昭和49年だったと記憶しておりますが、この基準のものの考え方は、市町村民税の所得割の非課税世帯を想定したようであります。それが、生活保護基準の1.3倍ないし1.5倍だそうであります。そこが当時の市町村の所得割の非課税基準と、私はそのように承知しています。

さて、今これらの実状がどうなっているのか。空知管内の状況を見ますと、美唄は夕張に引き続いて1.15であります。夕張は1.1と一番低い。その他管内、産炭地を含めまして、1.3が多い状況であります。

これらは財政の問題もございますけれども、この際、この認定基準のありようについて考えるべき時期ではないかと思っています。教育長のお考えを、この際、お尋ねしたいと思います。

教育行政の最後になりますが、刑事告訴についてであります。

2018年の3月2日に刑事告訴がありました。これは、美唄市民劇場の文化事業に対する補助金の申請に不正があったということで、直前の市政報告、教育行政報告で出されたのですが、私はこの問題、市民会館の指定管理のあり方も含めたものを7月の2定で質疑を行いました。多くの問題点を指摘をしたつもりであります。さまざまな見えない動きがあったようであります。私は今日ここで全て、そのことを蒸し返した議論をするつもりはありませんが、2定以降、9月の決算審査特別委員会でも申し上げたことも含みますが、2点お尋ねをしたいと思います。

その1点は、なぜ不正受給をされた補助金の返還請求を行わないのかということ、2点は、告訴という大変な虚に出た教育委員会ですが、どう見ても、どう考えても、告訴というところに至る内容ではないと私は強く考えています。これらの告訴を取り下げなさいということについて、教育長はどのようにお考えなのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

刑事告訴に関する2つ目ですが、美唄市民劇場と市民劇場の業務を自主的に行っていた、いわば文化協会の関係であります。NPO法人美唄文化協会と美唄市民劇場、設立の経過があろうと思います。自然発生的にできたわけではなくて、行政としても文化行政の一翼を担う文化行政をつかさどる美唄市教育委員会が、ともに市民の皆さんと地域文化を進めていこうという考え方が基本にあったものだのとらえています。それぞれ歴史がございますので、そういうものだという私の認識、当然、市教委との関わりもお持ちだと思

うわけではありますが、この辺について、どのように押さえておられるのか、お示しいただきたいと思います。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、私の教育理念についてであります。学校教育においては、一人ひとりの子どもたちの力を伸ばし、未来社会において、力強く生きる力を育ててまいります。

また、生涯学習では、市民の方々が学び続ける中で、豊かな心や充実した生活を送るとともに、そこで培った力を子どもたちの学びに生かすなど学校教育と連動させ、地域総がかりで子どもを育ててまいりたいと考えております。

次に、板東市長の所信表明演説についてありますが、農業体験を通して、地元美唄を認識するとともに、ふるさと美唄を大切にすることを育てる、さらに、変化の激しい未来社会において、たくましく生きる力を育てることは重要であると考えております。

また、小中学校は、9年を見通した指導が今後必要となり、さらに、幼・保も含めた指導の流れも今後重要となります。

私は、市長とともに地域の未来を担う子どもたちの生きる力を育みながら、美唄のすばらしい環境を大切にした文化都市のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

子どもは地域の宝であり、美唄の未来、希望そのものであります。

次に、学校における働き方改革についてありますが、平成28年度に北海道教育委員会が実施した教育職員の時間外勤務等に係る実

態調査において、小学校で23.4%、中学校で46.9%の教員が1週間当たりの勤務時間が60時間を超えている結果が出ており、本市においても同様の傾向があるものと認識しているところであります。

その要因としては、学校を取り巻く環境の複雑化、多様化する教育課題の対応と考えており、長時間勤務の解消を図るため、昨年度、業務改善を進める方向を示した本市の「教職員の働き方改革アクション・プラン」を策定したところであります。

教職員の働き方改革を推進するため、統合型校務支援システムを導入し、学校業務のスリム化を図り、子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、出勤簿機能の活用による出勤状況の見える化を推進しているほか、今年度8月には「美唄市の部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動の活動時間を平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、休養日についても週2日を設定するなど、教員の負担軽減や勤務時間の適正化を進めているところであります。

また、教員の勤務時間の適正化につきましては、教員定数や少人数学級の拡充が重要であると認識しております。

各学校におきましては、小学校1年生が年間850時間、2年生が910時間、3年生が980時間、4年生以上中学3年生まで年間1,015時間の授業時数があります。これを週に直すと4年生以上は29時間の時間割りで授業を進めるということになります。

このことは、子どもの登校から下校まで、ほぼ先生方は子どもに携わるという大変重責というか、重い仕事についている実態がある

と思います。この点をこれから十分に考えていかなければならないかと思っております。

私としましては、北海道都市教育委員会連絡協議会、全国都市教育長協議会を通じ、引き続き、北海道、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、教員の変形労働時間制については、教員の勤務時間の適正化を図るため、本市においても対象業務の拡大を行いながら、とり進めてきているところです。

今回、国の令和3年4月から施行を目指す1年単位の変形労働時間制については、長期休業中等の教員が、比較的休日がまとめて取りやすい環境を整えることができますが、課題もあります。

今後、文部科学省が策定・公表する「教職員の業務量の適切な管理等に関する指針」について注視してまいりたいと考えております。

次に、勤務時間の管理のあり方につきましては、学校長を通じて、教員の状況を確認しながら、統合型校務支援システムの出退勤機能を活用し、教員の勤務状況の見える化を図り、服務監督権者として、教員の勤務時間の適正化に取り組んでまいります。

次に、学校徴収金と公会計化についてですが、学校給食費の徴収につきましては、給食を提供した翌月に、学校給食センターから各学校へ請求し、各学校は保護者から金融機関の口座振替により収納した給食費を、学校給食センターが事務局を担当している学校給食運営協議会へ納める流れとなっております。

給食費に未納が生じた場合は、学校が保護者に対し督促、納付相談を行うなど収納に努

めており、年度を繰り越した給食費の未納分については、学校給食運営協議会の臨時徴収員と学校給食センター職員により対応しております。

課題としましては、給食費の未納があることにより、保護者負担の公平性の観点での課題があると認識しております。

教材費等学校徴収金の実情についてですが、公費負担につきましては、授業に係る用紙・消耗品等となっており、保護者負担は、児童生徒の所有に帰すことになる鍵盤ハーモニカ、習字セット、ワークブック、資料集、実験・実習材料等となっております。

次に、公会計化の実施について、道内都市の学校給食費に係る会計区分の状況等につきましては、本年4月現在、本市を含む道内35市のうち、公会計が18市で約51%、私会計が17市で約49%となっております。

文部科学省は本年7月、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として作成した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表しており、その中では、学校給食費の公会計化等により見込まれる効果として、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収・管理業務の効率化、学校給食費の管理における透明性の向上、学校給食費の徴収における公平性の確保、学校給食の安定的な実施が挙げられているところですが、公会計に移行した場合の事務量の増加による人員配置や徴収管理システムの開発及び運営経費、会計処理の方法など、整理すべき課題もありますので、今後、学校現場等の意見も十分に踏まえ、調査研究を行ってま

いりたいと考えております。

次に、就学援助制度についてであります。就学援助の周知については、広報紙等への掲載、学校から保護者への案内のほか、就学時健康診断の際に周知を行っているところであります。

本制度は、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、平成30年度より、新入学児童生徒の学用品費等の入学前支給を実施してきたところであります。

また、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費など、就学支援に係る3項目につきましては、30年度では、道内35市のうち、3項目すべてを支援している市が18市、2項目が6市、1項目が2市となっており、支援していない市は、本市を含め9市となっております。

また、本年度より、国の要保護児童生徒援助費補助金の項目に卒業アルバム代が追加されましたが、本市では支援していないところであります。

次に、認定基準につきましては、平成19年度以降、生活保護基準の1.15倍に変更して以降、倍率の見直しを行っていないところであります。平成25年8月に実施された生活保護基準の見直しの際に、空知教育局を通じ、文部科学省から「生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施に係る留意事項について」に係る情報提供についてで、これに伴い、他の制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府としては、できる限りの影響を及ぼさないようにすることを基本的な考えとする対応方針を確認している旨の通知がありました。

このため、以前より就学援助を受けていた方の所得や家族の状況が変わらない場合は、これまで同様に受給できるよう予算措置をしているところでございます。

本制度は学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うものでありますので、今後においても、予算の拡充に向けて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、刑事告訴についてであります。初めに、平成30年3月に刑事告訴した件についてのその後の動きについてであります。先月、美唄警察署から、本件に対する確認として、担当課に事情徴収がありましたので、捜査については進んでいるものと推測しております。

次に、本件に対する刑事告訴についてであります。私としましては、現在、警察において捜査中でありますので、今後出される予想の捜査結果により、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、補助金の返還請求についてであります。美唄市民劇場が知り得ない中で、美唄市民劇場の名称を使い、教育委員会へ補助申請したものであったことから、美唄市民劇場に対して、補助金の返還請求ができないものと決断しております。

また、この件につきましては、現在、警察において捜査中でありますので、今後出される予定の捜査結果により、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、美唄市民劇場の設立経過と市教委の関わりについてであります。美唄市民劇場規約によりますと、平成15年4月17日に設立、

事務局は市民会館内となっていました。

設立経過や教育委員会との関わりについては承知していませんが、平成15年度から美唄市民劇場からの舞台公演等の事業に係る補助金交付申請に基づき、市民会館文化補助事業補助金を交付しており、平成26年度まで美唄市民劇場が公演する事業に対して補助金を交付してまいりました。

なお、美唄市民劇場は、平成30年1月17日で解散したことを確認しております。

次に、NPO法人美唄市文化協会の法人化についての経過と市教委との関わりについてであります。平成19年度の公民館、市民会館の指定管理を受託するまでは、美唄市文化協会の事務局が教育委員会にあり、事務局としての関わりはありましたが、平成18年10月18日にNPO法人美唄市文化協会が設立された経緯については承知していないところでございます。

●議長金子義彦君 一般質問中でございますけれども、紫藤議員に確認をさせていただきます。

今ほど挙手しておりますけれども、再質問はございますか。

●10番紫藤政則議員 あります。

●議長金子義彦君 紫藤議員の再質問につきましては、午後からといたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

正 午 休憩
午後 1 時 1 0 分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

紫藤議員の再質問から入ります。

10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 天野教育長の教育に対する考え方をお聞きいたしました。特に、子どもさんに対する接し方といいましょうか、直接、教員の経験をお持ちの教育長のいわばほとばしるような気持ちを聞いたわけでありまして。特に、子は宝という部分で、板東さんがおっしゃったこととお話しになりました。

私は、この時代ですが、他者を思いやる子どもさんがぜひ育ってほしいなという感じがいたします。朝、子どもの見守り、あまり真面目ではないですが10年ほどやっていて、子どもさんの表情を見て、前はそう好きではなかったのですが、孫ができて、特に他人の子どもさんへの気になる点が数多くありまして、すくすく育っていただきたいという気持ちを強くしています。ぜひ、これからも美唄の教育のためにお力を尽くしていただきますようお願い申し上げる次第です。特にこのことについては、ご答弁はけっこうでございます。

次に、働き方改革の関係でございますが、美唄の実態についても、つぶさなご答弁ではありませんでしたけれども、北海道の調査結果というものをおしなべて、同じような労働環境だというお話がございました。

最初の質問でも申し上げましたが、2人に1人が過労死ラインという信じられない労働現場でございます。教育長も教員のその労働実態、勤務実態というものについては、直接、原稿を見ないでお話しをいただきました。受け止めさせていただきたいと思っております。

そこで、単に新聞報道だけではわからない2016年文科省の調査なのですが、その後、民

間団体でも同様の調査を行いまして、そこでは、属性でいくと、例えば男女でどう違うかだとか、経験年数でどう違うかだとか、それから年齢ではどうか、担任をもっていることでどうか、かなり分析をしたものがございます。おしなべて一言で言うならば、若い先生に負担がいつているという傾向は、何か共通項としてあるようでございます。

あわせて、労働環境が大変な中にもかかわらず、やはり子どもさんに向き合おうと、そのことが何と言うのでしょうか、自分の使命ということで、決して後ろ向きではない、そういう姿勢というものを、こういう厳しい環境の中でもお持ちの先生が多いということだそうでございます。そういう環境でありますから、なおのこと、しからば美唄の市教委としてどのようなことができるのだろうかということを私なりに思いを馳せるのですが、なかなか特効薬や即効薬だとか、こういうものは、実は見つけることができなかったわけなのです。

それで、1回目の質問でも申し上げましたが、これは法律を通りまして、そして今度は、自治体の判断ということに、法律上なっています。自治体の自主性と。それは、任命権を持っています給与の支払いの責任があります道教委の条例で決めるということになります。毎日新聞を見ますと、具体的にはどのように進めていくかということが少し書いていました。文科省が指針ということで、具体的にどのように労働環境をつくっていくかということもこれからつくられるわけですが、各学校は教員の意見を聞いて、そして、変形労働時間制を導入するかどうかを決めて、教育

委員会に伝えと。教育委員会は学校ごとの方針をまとめ、これを受けて、都道府県が具体的な内容を定めると、このような手順が昨日の毎日新聞に出ておりました。手順として、これから学校の状況を学校長がしっかりまとめるという作業があるようであります。

当然、学校ごとの取りまとめは教育委員会で、いわゆる服務監督権のある教育長がおやりになるということになるかと思いますが、ぜひ、今まで欠けていたとは申しませんが、教育長は新人でございまして、皆さんがどういう目で見ているか、いろいろあろうかと思いますが、ぜひ、学校現場にお入りいただけないだろうかということなのです。学校現場にお入りいただいてといいますのは、小さな規模の学校もまだまだあります。ここ2年ほどまだ残る予定です。そして、中央・東のように美唄でいえば大規模な学校もあります。学校によっては異なる労働環境もあろうかと思えますから、できれば管理職抜きで、直接、声を聞いていただけないでしょうか。それが、結果として生かせるような一応のルールになっているのです。実際どうか、今までのことを見ますと、なかなかそう上手くいくかどうかはわかりませんが、現場にお入りいただいて、声を聞いていただけないだろうか、このことをぜひ切にお願いをしたいと思うのですが、そのことについて、ご答弁をちょうだいしたいと思います。

それから、学校徴収金と公会計でございす。

公会計の実施については、結論は調査研究ということでございまして、私は、調査研究というのはあまり好きではない言葉でして、

もう一押し何とかならないかという思いでお尋ねしたいと思います。

1 回目の質問でも、国も積極的に後押しをしているというお話をさせていただきました。これは子どもの貧困と教育の無償化という、中村文夫さんという方が書いている本なのですが、参議院の総務委員会の公会計化に対する答弁が2017年4月11日に載っています。これは学校給食費の会計に対する質問について、ときの行政局長が、地方公共団体の事務と整理されるのであればということで、当該地方公共団体の歳入歳出予算に計上する必要があると考えていると、経費についても同様ですということで、所管する文科省としても、総務省と連携しながら対応を進めてまいりたいと、公会計について進めていくという国会におけるやりとりがございました。

あわせて、今回の働き方改革に関連しまして、これは中央教育審議会の答申内容ですけれども、ここに、学校における働き方改革に関する総合的な方策、パッケージ、工程表というものがあまして、この中に2018年から2019年の4月にかけて、公会計化のガイドラインを策定すると、そして4月から2020年の12月までに学校給食費の公会計化ということで、工程表に明文化されています。

国が積極的に公会計化をやりますということが、これで一目瞭然わかるわけでありまして、働き方改革のアクションプランも今ここでいえば、空知の局を中心にして会議をしているようでございますから、ここは、調査研究ではなくて、踏み込んでいただきたいと思いますのです。

おそらく、こういう国が制度化をしようと

なりますと、それを裏づける財源手当ても必ずついてきます。私は、今まで国が音頭をとって財源手当が出てこないのものは、あまり承知していません。少なくとも、自治事務なのか法定受託事務なのか、この辺のところは、この文書だけではわかりません。おそらく自治事務ということなのでしょう。明確な特定財源であります交付税、補助金等で対応できなければ交付税措置と、こういうことがありうると、この辺もぜひ情報を収集なさってやっていただきたいと思いますのです。今がチャンスだろうと思っています。お考えをお聞かせいただければと思います。

それから就学援助のことでございます。就学援助は対象をどうするかだとか、援助をどう経済的に困っている方を対象にしていくのかだとか、その困っている対象の方に対して、就学援助として対象をどのようにするのか、例えば、給食費や教材費などがありますけれども、その他にもいわゆるメニューを拡大して、就学援助の中に入れている自治体もあります。先ほどのご答弁でも具体的にそういうお話がございました。

私は、この就学援助の状況について、美唄の置かれている位置付けというのが、たまたま援助比率と、いわゆる生活保護基準のどれだけの倍率になるのかということで表がございましたが、夕張は1.1、岩見沢は1.25、美唄は1.15、赤平は1.5、芦別、三笠、滝川、砂川はいずれも1.3、そして歌志内でさえと言ったら怒られますが1.2、深川が1.3ということで、データが出ております。美唄は下位であります。

そういうことからしまして、お子さんの教

育環境を考えた時に、この状況をどのように改善していくのかということは、私はやはり大きな課題の1つではなかろうかと思うのです。

教育全般に通じていえることですが、今、まちづくりの計画を策定中でございます。来年、再来年からの総合計画、基本構想前期の基本計画をつくります。

私は、こういった例えば改善をしていく、新たな取り組みをしていくというのは、前提として計画がなければならないと思っています。そこそこの思いつきではダメだと思っています。ぜひ、次の総合計画に乗っかれるように準備をして、市民の合意形成を図っていただけないでしょうかと思います。そのことについてお尋ねしますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、刑事告訴については、新しい教育長さんになかなかお尋ねするのは心苦しいのですけれども、どれだけこのことの経過だとか課題、今までこのことに関して、どのような議論がされてきたかだとか、委員会の事務方からどのようなお話を聞いているのか、私は2点についてお話をしましたけれども、それ以外にもさまざまな疑念が出されている内容だと思っています。この辺の全容をつかんでおいでになるかどうか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 働き方改革の件につきまして、まず学校訪問ということでの要請です。私自身、まだちょっと時間的余裕がないのですが、できればすべての学校のすべての先生方の授業を見てみたいと思っております。

それは、ちょっと長い時間がかかるかと思いますが、教員一人ひとりの実態といいますか、働く状況、それからその先生が担任している学級の様子及び教科に対する姿勢、そういうものを見てみたいと思います。

もう1つは、先ほども授業時数で言いましたけれども、授業だけではなくて、先生方につきましては、校務分掌という仕事があります。これは、授業と同時に、学校を運営していく上で重要な業務であります。指導計画を管理する教務主任、それから生徒指導上の生活部、文化学芸的な行事を仕切る文化学芸部、保健体育、それから事務と、これらはいずれも学校を運営していく上で大変重要な業務だと思います。授業時数、授業だけで3時半ぐらいまで拘束されます。その後、分掌部会となると、ほぼ教材研究する時間がなくなるという状況です。

さらには、特に小学校の低学年につきましては、朝子どもたちが教室に入る前に子どもの顔を見ます。これは何かと、健康面もあるんですけれども、家庭での不安な状況を学校に持ち込んでくるというそういう場面もあります。そういうときには、やはり学級担任がその様子をしっかり把握して対応してあげる。これがまず最初の学級担任または小学校・中学校もそうです。やはり今LINEなどがあります。そういう問題に直面した場合、子どもたちをいかに早く把握するか、こういう業務もあります。

そうすると、今度は体外的な業務があります。生徒指導委員会ということで、全庁的にいろいろな問題が起きていないかどうか、そういう問題を解決する委員会もあります。

そのようなことを考えると、年間通じて、変形労働制ということで、夏休みは暇だからそこは休みをとって、年間として平らにすれば良いという問題ではないと私は思います。問題なのは、4月から7月までの一学期、8月から12月の二学期、それから1月から3月までの三学期、ものすごく忙しいです。それを何とかしなければ、この働き方改革の根本的な解決にはならないような気がします。そういう要求を先ほど教育委員会連合会、また都市教委連で、まとめて道や文科省に要求しているところでございます。

実際、変形労働時間制というものが実施されますけれども、これは、教員の働き方改革の一環として、長期休業中に教員がまとまった休日をとれる環境を整えることができる制度として理解しております。

導入にあたっては、やはり、文科省からこれから発表されるであろう「教職員の業務量の適切な管理等に関する指針」に注目しながら、現場の先生の要求・実態をしっかりと把握しながら、学校長とともに確認して、進めていきたいと思っております。

次に、学校給食費の公会計化についてであります。

紫藤議員の言われたとおり、教員の働き方改革に付随して出てきたことなのですけれども、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減すべきと示されているところであります。

実施率が、道内においては50%を超えている状況もあることから、今後、学校現場等の

意見も十分に踏まえながら、学校給食費を公会計化する場合の課題整理に向けて検討していきたいと思っております。

次に、就学援助制度の改善と拡充です。

本制度は、学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うものでありますから、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響は起こらないよう取り組むほか、新たに、先ほど申しましたようにPTA会費、生徒会費、クラブ活動会費、卒業アルバム代の予算化に向けて引き続き検討するとともに、認定基準の拡充に向けて、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

最後に、刑事告訴については、私は一応大まかなところは部長から説明を受けてはおりますけれども、少し私自身、なかなか理解できないくらい深いものがありますので、その辺はご了承願います。さらに私も理解を深めていきたいと思っております。なるべく早く、こういうことは解決していきたいと思っております。そうすることが、社会教育、文化部門、サークル、そういうところの活動につながるのではないかと考えております。

●議長金子義彦君 10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 3回目の質問になります。

刑事告訴のことについて絞ってお尋ねしたいと思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、全体の状況はおわかりかという立場で質問するのですが、なかなかそうはいかないと思っております。ぜひ後ろに控えている優秀な職員がいますし、

十分、答弁を振っていただいて結構ですので、今申し上げる点、ご答弁いただければと思います。

私は、この問題を最初に知りましたのは新聞報道で、自分がこういう立場になる前、市民として、やはりなぜこうなるのだという疑問から、このことについて興味を持つと言いましようか、看過できないという思いになったわけでございます。

教育委員会が市民を告訴する。^{とがにん}咎人に仕立てるということでございまして、よほど何かがあったのかということが、取っ掛かりでございました。

この告訴は、具体的な事件というのが2014年であります。平成にすれば26年のことが表面に出て、この告訴騒ぎになったのは2018年、これはそこでも申し上げましたが、2018年3月2日に告訴したわけであります。

その内容は何かと言いますと、市教委が所管します補助金を不正に受給したということでございました。先ほどのご答弁で、2点、1つはなぜ返還請求をしないのか。もう1つは、告訴を取り下げるべきであるという点について、絞って最初にお尋ねをしたわけですが、市民劇場が知り得ないのに市民劇場の名前を使ったというのは、どういう意味なのでしょう。知り得ないのに名前を使ったという意味が知り得ないのです。

当時の補助申請書があると思いますが、代表者が補助申請をしますから、住所も氏名も立場も書いておられるわけで、実在しない人が書いたと、そのようなことではないと思うのですが、この意味を教えてくださいたいのが1つです。

それから2つは、美唄市補助金等交付規則というものがございまして、これに基づいて補助金の取り扱いをするというのがルールであります。これは、国の補助金等適正化法というものに準じて行われていると私は承知しております。当然、補助にあたりましては、補助申請が妥当かどうか、もちろん補助金というのは、公益にかなうのかという審査をして、そして補助決定をします。出す側からすれば、いろいろ書類も出さなければいけない。その交付規則に書いてあるとおり、なぜしないのかということなのであります。

補助金の交付規則には、これはまだ生きていると思いますが、例えば、決定の取り消しというものがあります。補助事業者がいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。その1つとして、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときとあるのです。これは不正請求であり、不正受給ということになるでしょう。ここにある取り消しという意味決定をまずすると、それから意思決定が終われば、これは確定後か確定前かで扱いは違いますが、補助事業者に通知をすることになるのです。

そして、13条に書いていますが、市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする返還命令というものを出すわけですが、14条は非常にシンプルなルールなのです。なぜこのルールどおりやらないで、いきなり何段階か飛び跳ねて告訴になるのか、これはすでに7月

の2定でそのことをお尋ねしているのです。ただ、教育長さんがおられないときだったものですから、代理の方で、なかなか迫力に欠けたのですけれども、これはどうもわかりません。

この決定の取り消し、そして返還命令、これは、不正に受給したということであれば、美唄市民の債権、これを保全するということにもつながるわけです。その保全はやっていないのではないのでしょうか。

いわゆるこういった公のお金の時効がございまして、消滅時効でいきますと5年なのです。2014年の時効の始期というのはどうかというのがありますけれども、2014年度の事業です。5を足せば2019年度、来年の3月で時効が来るという計算になるのではないのでしょうか。債権のきちっとした保全をしてください。市民の財産がいくらわかりませんが。これは、独立行政法人日本芸術文化振興基金も同じなのです。これはおそらく市教委から、きれいな言葉で言えば情報提供、平たい言葉で言えばタレこみということをして、わざわざ出向いて半日程度、調査をして、美唄市が出した補助金20万と同額の補助金を、いわば不正受給した部分の割合で掛けて4万4,000円の返還命令をして、そしてその措置が終わっているのです。これは新聞にも出ていました。なぜこれをやらないのか。ここのところがわからない。

それから私は、この7月に一般質問をした後、告訴に至るきっかけのような、3人の方が調査依頼をしたというのですが、その方のお1人から電話をいただいて、会いたいということで、議会中でもありましたので、7月

24日にお会いしたのです。市民劇場のメンバーから内部で問題があるから調査をしてほしいということで調査をして、結果として告訴した。これも非常に短時間で、2018年2月7日に市民劇場の構成員3名の方の連名で調査依頼が美唄市教育委員会にあって、そして2月13日に予告なしに聞き取り調査に入って、これは1時間だそうです。調査をしたのです。そして、電話で告訴するという通告が2月末にあって、3月2日に先ほど言ったように告訴となった。電光石火の早技なのです。

1時間で告訴に値するかどうかの重要な判断をし、調査を終えるのかということが不思議なのです。

私は、せっかくそのきっかけをつくった方からのお誘いでしたから、7月24日に事務所のようなところにお邪魔して、何をおっしゃるのか、お話を聞いたのです。1時間半ほどでした。その方はこう言っておりました。

「市民劇場の会計処理について疑義がある」と。それで、「内部でそのことを言ったが、なかなかそうならなくて、市教委に調査依頼の文書を出した」と、こういうことなのです。そして先ほど申し上げました独立行政法人日本芸術文化振興基金の補助金に対する扱いについては、文書の公開請求で承知をしていると、関係する書類をたくさんお持ちでした。そして、「二重請求を疑うことになったのです」と、こういうこともおっしゃっておりました。しかし、その方は、「告訴は望んでいません」というお話です。これは私は忘れては困るので、すぐに手帳にメモをしたのです。最初に調査依頼したときに、どのような雰囲気だったのかはわかりませんが、私に

はそういうお話でした。

何点か申し上げました。市民劇場が知り得ないのということとは、どういうことなのかというお話、それから、補助金交付規則に沿った扱いをなぜしなかったのか、それから、告訴の消滅時効のお話、いわゆる債権の消滅時効のお話もしました。そして、告訴のきっかけと称する内部通報、直接それをなされた方のお一人から、告訴は望んでいないというお話も聞きました。

私自身繰り返して申し上げませんが、補助金の申請、補助対象というのは、非常に厄介なもので、間接的にはありますが、直接それに携わったことはありません。補助に該当するために一般財源、手出しはどれぐらいなければダメだとか、補助対象経費も皆で弁当を食べたのはダメだとか、さまざまな制約があるわけです。ご案内のとおりなのです。

しかし、1つの文化イベントをやりますと、そう計算どおり運ぶわけではないわけで、何とか事業を行うためにどうするかということで知恵を出すと。これは正直、知恵を出し過ぎた部分もあるのです。よくない部分もあります。しかし、告訴に至る話ではない。どういっても告訴に至るような内容ではない。

それを証明しているのが、3月2日に告訴して、7月に再提出をして、今日までどれだけの期間が経つと思いますか。告訴は司法警察員か検事、どちらかに出せるのです。市教委は、地元美唄警察署の司法警察員に出したのです。こんなに時間はかかっているのでしょうか。聞くところによれば、すでに調べはついていると。私は直接聞いたわけではないから、不確かな情報かもしれませんが、この6

月の選挙前にひと段落についているわけです。それがなぜ延びているのか。3月からもう少しで2年になるではないですか。おそらく捜査にあたっては、教育委員会の補足調書を通常取りますし、裏取りもしますから、何回か行っているはずです。そして、状況も掴んでいるはずですが、向こうから連絡があって行くだけのはずです。1回目の答弁では捜査中だと。この間も何かあったと。調書があったというお話でしたが、果たして中身の問題に伴うものなのかどうか、これもお聞きしませんが、私は、この問題はシンプルに考えるべきで、やはり間違いがあったらその間違いを正して、ルールどおり返してもらう。そのことによって、文化団体、これらをやはりこれからも育てていく役割を教育委員会が明らかにしていくということが大事だと思うのです。そのことについてお答えをいただいて、私の発言を終わりますけれども、議会のルールは3回なのです。特にやりたいと言ったら4回やれるのですけれども、これで私の質問に答弁をいただいて終わりますけれども、この問題は、トゲのように引っかかっている問題です。ぜひ、教育長の目と耳でこの問題を検証していただいて、教育長がどのようにお考えになるのか、忙しいところ大変心苦しいお願いではありますが、1つ、つぶさに状況を把握していただいて、賢明なご判断をお願いできないだろうかということをご要請申し上げたいと思います。

以上申し上げた点、後ろにいる人も詳しいですから、ぜひ振ってお答えさせていただければと思います。それで私は十分ですので。教育部長にご答弁いただければ十分です。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 返還請求の件で、返還請求ができない理由についてですが、一般的な例で申しますと、補助金の不正受給に該当する場合、その申請をした方、または団体に対して補助金の返還を求めることとなりますが、今回の件につきましては、美唄市民劇場が知り得ない中で、美唄市民劇場の名称を使い、申請等を行ったものということでありますので、美唄市民劇場に対して、返還請求はできないものと判断しているところであります。

市民劇場が知り得ないのに名前を使ったということにつきましては、部長より答弁させます。

●教育部長森川治君 市民劇場の名前を使ったということについての経過についてご質問がございましたので、それについては私からご答弁させていただきます。

詳細につきましては、26年に教育委員会が美唄市民会館文化補助事業補助金として交付したイリス弦楽四重奏団美唄コンサートの事業につきまして、平成30年2月7日に、市民劇場の当時の3人の役員から調査依頼の提出を受けて聞き取り調査、関係帳簿を調査したところございまして、この内容につきましては、26年当時、市民劇場の会長であって、さらに美唄市文化協会理事長でもあった関係者並びに当時、市民劇場の会員であり、美唄市文化協会の職員であった関係者の調査を実施しました。

それぞれ市民劇場の代表者名と文化協会の理事長名が同一人物、なおかつ市民劇場の事務局の職員と文化協会の事務局の職員が同一

人物、そういった中で補助申請が市民劇場の名前で出されたということでございます。

その調査の結果、当時の会長からは、書類は当時の会員が作成しまして、補助申請や実績報告書の提出は同意しましたが、経理の内容も含め、詳細につきましてはわからない旨の説明があったところでございます。

また、当時書類を作成した関係者からは、平成26年当時、美唄市民劇場は活動していなかったため、美唄市民劇場の当時の会員2名に実施する旨、話した上で補助申請を行ったので、当時の市民劇場が知らないということにはならないとの申し立てがあったところでございますけれども、この申し立てにつきましては、平成29年度に開催された美唄市民劇場の総会資料に当該事業の記載がないこと、さらには市民劇場の当時の会員へ話したと申し立てがされたのですけれども、その2名に聞き取りの結果、その2名とも、その事実はないということで、私が確認したところでございます。

こうした聞き取り内容の調査を踏まえまして、関係書類等を調査・確認した結果について、調査依頼のとおり、通帳の入金・出金の記録、会計帳簿が、市民劇場から文化協会口座に預金が移されていることなどが判明しまして、領収書の改ざんなどの事実も確認されたところでございます。

教育委員会では、当時、これらの確認事項に基づきまして、弁護士に相談した上で、補助金手続きに関与した関係者2名により、補助金を名前をかたって申請した可能性があるということで、先ほど指摘にありましたように、3月2日に、美唄警察署へ告訴状を提出

したところでございます。

その後におきまして、あるいは詐欺罪・横領罪の疑いがあるということでやっていたところでございますけれども、その後、警察もそうなのですから、書類不備の指摘に伴いまして、法制担当や弁護士と相談の結果、訴状内容を整理する中で、横領罪の可能性は低いとの助言を受けるとともに、告訴状の作成を依頼して、詐欺罪ということで告訴として7月に提出をしてございます。

●議長金子義彦君 紫藤議員の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたけれども、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 先ほどこれでやめますということで、スラスラご答弁いただきました。それはいつものスタイルで、森川部長の論理というか、事実なのか経過なのかかもしれませんが、教育委員会としての押さえでは、名前をかたったと言うでしょう。あなたは当時、教育委員会の職員だったのですか。その当時の職員の事情聴取はしたのですか。教育委員会として、文化協会の活動というのは、なかなかしんどくて停滞していたけれども、市民劇場の名前で、この文化事業に対して、補助金を出すということについて、内諾を得て出したというのが私の情報です。かたったとか、かたっていないというレベルではないのです。どうやれば補助金の目的に沿う内容かと、私は市民劇場の設立の経過、教育委員会がどう関わったかとか、NPO法人化されたとき、市教委がどう関わったのかと言われたら、これは、そのようなことは知ら

ないという話でしょう。私は違うと思います。市役所の職員が関わっています。これはなぜかということ、市民が文化を1つ進めようと、芸術の機会を得るそういった場をつくっていかうということで、市の職員の皆さんは頑張ったはずですよ。今も時々、コンサートに出ますと、そこで頑張られた方、お手伝いで立っているのではないですか。チケットを確認したり、なぜそのような目で見れないのですか。その時のここまですぐに人に仕立てようとしているときに状況をきちっと把握していないということです。何で1時間で調査できるのですか。そのときどうだったかとか、あるのではないですか。こう言って立って終わるでしょう。それで本会議は終わりなのです。あなたは何か答えるのかもしれませんが、先ほど教育長にお話ししたように、このことをどういう目で見られるのか、再度、この事件について、検証をぜひお願いしたいと思います。

●議長金子義彦君 教育部長。

●教育部長森川治君 今の紫藤議員のご指摘で、内諾を得たという情報があるということでございますけれども、私が確認をしているところでは、そういったことは、今のところは確認をしていないところでございまして、先ほど申しましたような経過の中で、教育委員会、あるいは弁護士と相談の上、告訴状を提出したという経過でございます。

現在、警察において捜査中でございますので、その出されるであろう予定の捜査結果によりまして、必要な対応を考えてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 2 時 0 3 分 延会

